

移行手続と、財務上の条件

	従来の「社団法人」	2008年度以降の一般社団法人	2008年度以降の公益社団法人
今後の取扱い方ひとことと言うと	2013年11月30日までに一般社団法人か公益社団法人に移行しなければ解散	従来の 中間法人と同等の扱いになる	従来の「特定公益増進法人」に匹敵する扱いになる (従来より条件が増える)
設立や移行に必要な手続	定款を定める →登記 →主務官庁に申請をし認可を受ける (山口JCの場合は山口県)	定款を定める (移行の場合は改正) →登記 (以前より簡単 に設立できる)	一般社団法人となる手続 →総理大臣or知事に認定の申請 →「 公益認定等委員会 」の審査を経て公益性の認定を受ける
やってはいけないこと	・メンバーに剰余金や残余財産を分配してはいけない	・メンバーに剰余金や残余財産を分配してはいけない	・メンバーに剰余金や残余財産を分配してはいけない。 ・収益事業が公益目的事業を妨げてはいけない。
財産や資金の用途の制限	以下の財産等は用途が制限される。 ・寄付による財産 ・補助金 ・公益目的事業の対価として得られた財産 ・事業収益 ・定款で定めた公益特定財産等	従来の「社団法人」から移行した場合、 引き継いだ財産はゼロになるまで公益性のある事業以外には使えない。 そのための「公益目的支出計画」を提出し、監督を受けなければならない。	支出の50%は公益目的事業のためでなければならない。 以下の財産等は用途が制限される。 ・寄付による財産 ・補助金 ・公益目的事業の対価として得られた財産 ・事業収益 ・定款で定めた公益特定財産等
遊休財産の制限	特になし	特になし	遊休財産(用途が具体的に決まっていない財産)を、 1年間の公益目的事業支出額以上ためてはいけない。

: 従来より厳しくなること
 : 従来より有利になること

申請から認定までは約半年。
 多くの場合「1回合格」は難しく、2回審査を受ける場合は**3年が目安**。
 →今すぐ準備にかかる

基金や積立を行うときは、
 「いつ、何に使うための資金を貯めている」ということをはっきりさせておかななくてはならない。